

## 《広報活動》特別支援助成金交付要項

### (趣 旨)

第1条 この要項は、《広報活動》特別支援助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものである。

2 《広報活動》特別支援助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民の芸術文化活動を支援するため、活動活性化を図る広報活動に対して、公益財団法人長岡市芸術文化振興財団（以下「財団」という。）がその経費の全部又は一部を助成するものである。

### (助成対象団体等)

第2条 助成金の交付申請を行うことができる対象は、長岡市民を構成員に含む団体で、主な活動の場が長岡市内である団体又は長岡市に在住、在勤、在学する個人（以下「団体等」という。）とする。

### (対象ジャンル)

第3条 芸術文化活動の対象となるジャンルは、次のとおりとする。

- (1) 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、映画、美術、文学
- (2) その他理事長が適当と認めるもの

### (対象芸術文化活動の要件)

第4条 広報活動の対象となる芸術文化活動に必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 当該芸術文化活動の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大予防のための業種別ガイドライン等に沿った予防対策を講じていること。
- (2) 当該芸術文化活動が、次に掲げる事項に該当しないこと。
  - ア 特定の政党や宗教に関する活動
  - イ 営利を目的とした商業的色彩の濃い活動
  - ウ 学校行事や音楽教室等の発表会に類する活動（高等学校以上の部活動は除く）
  - エ 特定の団体による特定の者のみを対象とした活動
  - オ 個人が自分のために実施する活動
  - カ 芸術文化活動以外を主な目的とした活動
  - キ 長岡市から補助金、負担金等を受けている活動
  - ク 市民芸術文化活動助成事業に採択された活動

### (助成の対象とする広報活動)

第5条 助成の対象とする広報活動は次のとおりとし、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害しないものとする。

- (1) 団体等が行う日頃の芸術文化活動の成果発表等（配信によるものを含む。）に関する広報活動
- (2) 団体等が行う芸術文化活動の参加者等の募集に関する広報活動
- (3) その他、団体等が芸術文化活動の活性化を図るために行う広報活動

#### (助成対象経費、助成金の額)

第6条 助成金の対象となる経費及び助成金の額は次のとおりとする。

- (1) 助成対象経費  
助成金の対象経費は、別表に定める経費とする。
- (2) 助成金の額  
助成対象経費の10分の10（上限額10万円）。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

#### (助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成申請者」という。）は、助成金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、次に指定する期間（以下「助成申請期間」という。）に理事長に提出するものとする。ただし、指定期間内であっても、予算に達し次第、受付を終了するものとする。

令和3年7月1日から令和4年2月28日まで

（助成対象経費の支払いが令和4年3月31日までに完了するもの）

#### (助成の制限)

第8条 助成回数は、1団体又は個人につき、指定期間内に1回とする。

#### (助成金の交付決定)

第9条 理事長は、助成申請者から申請書が提出されたのち、すみやかに内容を審査のうえ、予算の範囲内において助成金額を決定し、申請書提出後30日以内に助成申請者に通知（別記様式第2号）するものとする。

#### (活動の変更、中止)

第10条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成活動者」という。）は、助成金の交付決定を受けた活動（以下「助成活動」という。）を変更または中止するときは、速やかに助成金中止・変更届（別記様式第3号）に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第11条 助成活動者は助成金活動実績報告書兼助成金請求書（別記第4号様式）に必要な書

類を添えて、対象経費の支払い完了の日から30日以内に理事長に提出するものとする。

**(助成金の確定、交付)**

第12条 理事長は、前条に基づいて実績報告の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成金額を確定し、助成金を交付するものとする。

**(助成活動の調査)**

第13条 理事長は、助成活動について必要に応じて調査をすることができる。

**(助成金交付決定の取消し等)**

第14条 理事長は、助成活動者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金を助成活動の実施以外に使用したとき
- (2) 活動の実施にあたって不正な行為があると認められたとき

**附則**

- 1 この要項に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。
- 2 この要項は、令和3年7月1日から施行する。

**(別表・助成対象経費)**

項目	内容
広告料	新聞・雑誌広告掲載料 など
印刷製本費	公演開催・団員募集等チラシ・ポスター印刷費 など (※外部業者等に発注したものに限り)
委託費	PR動画制作委託費、新聞折り込みチラシ委託費 など (※外部業者等に発注したものに限り)
その他	撮影用機材賃借料 など